省　令

○総務省令第七十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十日

総務大臣　高市　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官）	（情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官）
第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。	**第四十五条**　情報流通振興課に、情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官それぞれ一人を置く。
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第七十八条第八号に規定する事務に限る。）のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。	6　企画官は、命を受けて、情報流通振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。
7　デジタル企業行動室に、室長を置く。	［新設］
8　［略］	7　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び規定の二重線に付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

○財務省・国土交通省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十日

財務大臣　麻生　太郎

国土交通大臣　赤羽　一嘉

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表）	（財務諸表）
第十四条　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	**第十四条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
（合理的土地利用建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）	（合理的土地利用建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）
第三十七条　令第四条の主務省令で定める数値は、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあっては、三分の一）とする。	**第三十七条**　令第四条の主務省令で定める数値は、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令中、第十四条の改正規定は公布の日から、第三十七条の改正規定は令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第十四条の規定の令和二年四月一日前に開始する事業年度における適用については、なお従前の例による。